



令和6年制度改正・報酬改定に向け、いち早い情報の確保と対応を

あけましておめでとうございます。昨年は格別のご愛顧を賜り、心よりお礼申し上げます。本年も皆さまにとって有用な情報をお届けできるよう努めてまいります。今後とも変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和6年に控える介護保険制度改正に向けて、半年以上をかけて審議を続けてきた社会保障審議会・介護保険部会は、12月20日に審議報告を公表しました。要介護1・2の地域支援事業移行やケアプランの有料化、また介護保険2割負担の対象拡大など重要な課題が取り扱われていたところですが、その多くが当面は見送りとされつつ事実上継続的な課題として残ったかたちとなりました。特に利用者負担増に関する項目は来夏までに結論を得ることとされ、政府の意向を踏まえながら、引き続き同部会で検討が続けられます。

また、そうした課題に加えて令和5年は、令和6年度介護報酬改定の議論が行われる1年でもあります。早々に、人員配置基準や処遇改善加算等に係る見直しが示唆されるなどの動きが出てきています。物価・光熱水費等の高騰や、なお好転しないコロナ禍や人材確保難など事業運営への逆風が強まるなか、いち早く情報を確保し、対応を進めていかなければなりません。

私どもとしても、本誌を通じて皆さまへ、押さえておくべき重点を随時お伝えしてまいります。ぜひご参照いただき、次なる時代を読み解くヒントとしていただければ幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

02

審議報告を公表、利用者負担増を夏まで先送りへ

04

負担増の先送りを含む報告書を確認

06

R5予算編成への建議を公表、負担増を求める

- ・ R5予算編成の基本方針を整理
- ・ 二次補正予算が成立、ケアプランデータ連携システム構築に2.1億円

COLUMN

先送りされた利用者負担増等と、処遇改善や人員配置基準見直しを含む報酬改定議論が併走

審議報告を公表、利用者負担増を夏まで先送りへ 厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は12月20日、3月以来14回にわたって社会保障審議会・介護保険部会で行ってきた審議の内容をとりまとめ、「介護保険制度の見直しに関する意見」として審議報告を公表しました。

今回のとりまとめは、令和6年に予定されている介護保険制度改正に向けて課題を整理するもので、「Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進」「Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保」という大きく2つの章立てで構成。そのうち「Ⅰ」では▽1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備、▽2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現、▽3. 保険者機能の強化、「Ⅱ」では▽1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進、▽2. 給付と負担、の各項目について論点を示しています。

「Ⅰ」の1. では、「地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要」として「複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型などを設けることも検討する」ことが示されたほか、▽ケアプラン情報の利活用によるケアマネジメントの質の向上、▽医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性の確保、▽特養における特例入所の趣旨の明確化などが掲げられました。

また、「Ⅰ」の2. では、第9期介護保険（事業）計画を通じた総合事業の充実のための検証と方策の検討や、地域包括支援センターの体制整備等が記載されたことに加えて、3. では「保険者機能の強化」として保険者機能強化推進交付金等の見直し・縮減とアウトカム指標の充実などに取り組むとしています。

「Ⅱ」では、1. で処遇改善や介護の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など従来の総合的な介護人材確保対策に引き続き取り組むとしたほか、▽地域における生産性向上の推進体制を整備するため、都道府県主導によるワンストップ窓口を設置すること、▽施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用、▽介護現場のタスクシェア・タスクシフティング（業務の切り分けや介護助手の活用等）、▽経営の大規模化・協働化等（社会福祉連携推進法人の活用促進等）、▽文書負担の軽減について記載。また、「財務諸表の見える化」として「介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討」として、社会福祉法人以外の介護事業者に対しても財務状況の公表を実質義務化することを掲げました。

今回の改正議論で最も注目を集めてきた「Ⅱ」の2. については、

- (1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し
- (2) 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し
- (3) 被保険者・受給者範囲

の3項目に整理して記載がされました。概要は以下の通りです。

<以下、審議報告より抜粋>

(1) 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○1号保険料負担の在り方

- ✓ 国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当である。
- ✓ 具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について、早急に結論を得ることが適当である。

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

- ✓ 「一定以上所得」（2割負担）の判断基準について、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当である。

- ✓ 「現役並み所得」(3割負担)の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

○補足給付に関する給付の在り方

- ✓ 補足給付に係る給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

(2)制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

- ✓ 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入については、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて、結論を得る必要がある。

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

- ✓ ケアマネジメントに関する給付の在り方については、包括的に検討を行い、第10期計画期間の開始までの間に結論を出すことが適当である

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ✓ 軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期計画期間の開始までの間に包括的に検討を行い、結論を出すことが適当である。

(3)被保険者・受給者範囲

- ✓ 介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

これらについて同審議報告では、「おわりに」として「この意見書の内容を十分に踏まえて見直しの内容の具体化を図り、法改正が必要な事項については、関連法案を国会に提出するほか、運営基準や令和6年度介護報酬改定で対応すべき事項については、社会保障審議会介護給付費分科会での議論に付すなど、制度見直しのために必要な対応を速やかに講じられることを求めたい」「次期計画に向けて結論を得ることが適当とされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく、引き続き本部会における議論を行う必要がある」としました。

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）① （令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）	
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。 ○次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後、85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域二一スに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。 ○社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する所で安心して生活できる社会を実現する必要。	
I 地域包括ケアシステムの深化・推進	
1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備 ○地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備 ・長期的な介護ニーズの見直しや必要な介護職員数を踏まえ計画を策定。その際、既存施設・事業所の今後のあり方も含め検討 ○在宅サービスの基盤整備 ・複数の在宅サービス（訪問や通所など）を組み合わせ提供する複合型サービスの類型の新設を検討 ・看護小規模多機能型居宅介護のサービスの明確化など、看護小規模多機能型居宅介護等の更なる普及方策について検討 ○ケアマネジメントの質の向上 ・質の向上・人材確保の観点から第9期を通じて包括的な方策を検討 ・適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着 ・ケアプラン情報の利活用を通じた質の向上 ・質の高い主任ケアマネジャーを養成する環境の整備、業務効率化等の取組も含めた働く環境の改善 ○医療・介護連携等 ・医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性の確保 ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進 ・かかりつけ医機能の検討状況を踏まえ、必要な対応 ○施設サービス等の基盤整備 ・特養における特例入所の運用実態を把握の上、改めて、その趣旨の明確化を図るなど、地域の実情を踏まえ適切に運用 ○住まいと生活の一体的支援 ・モデル事業の結果等を踏まえ、住宅分野や福祉分野等の施策との連携や役割分担のあり方も含め引き続き検討 ○介護情報利活用の推進 ・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討 ○科学的介護の推進 ・LIFEのフィードバックの改善や収集項目の精査を検討	2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現 ○総合事業の多様なサービスの在り方 ・実施状況・効果等について検証を実施 ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討 ○通いの場、一般介護予防事業 ・多様な機能を有する場として発展させるため、各地域の状況や課題毎に活用・参照しやすいよう情報提供。専門職の関与を推進 ○認知症施策の推進 ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進 ○地域包括支援センターの体制整備等 ・家族介護者支援等の充実に向け、センターの総合相談支援機能の活用、センター以外の各種取組との連携 ・センターの業務負担軽減のため、 - 介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大 - 総合相談支援業務におけるプランニング等の活用推進。市町村からの業務の部分委託を可能とする等の見直し - 3職種配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化 3. 保険者機能の強化 ○保険者機能強化推進交付金等 ・評価指標の見直し・縮減とアウトカムに関する指標の充実 ○給付適正化・地域差分析 ・給付適正化主要5事業の取組の重点化・内容の充実・見える化 ○要介護認定 ・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICTやAIの活用に向けて検討 ・コロナの感染状況を踏まえ、ICTを活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）②
（令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）

Ⅱ 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

- （1）総合的な介護人材確保対策
 - ・処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備など総合的に実施
 - ・介護福祉士のキャリアアップや処遇につながる仕組みの検討
 - ・外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援等の推進
- （2）生産性の向上により、負担が軽減され働きやすい介護現場の実現
 - 地域における生産性向上の推進体制の整備
 - ・生産性向上等につながる取組を行う介護事業者へ認証を付与する取組により、優良事例を横展開
 - ・都道府県主導のもと、様々な支援・施策を一括して取り扱い、適切な支援につながるワンストップ窓口の設置など総合的な事業者支援
 - ・地方公共団体の役割を法令上明確化
 - 施設や在宅におけるテクノロジー（介護ロボット・ICT等）の活用
 - ・相談窓口を通じた体験展示、研修会、個別相談対応等の推進
 - ・施設における介護ロボットのパッケージ導入モデル等の活用推進
 - ・在宅におけるテクノロジー活用に向けた課題等に係る調査研究
 - 介護現場のタスクシェア・タスクシフティング
 - ・いわゆる介護助手について、業務の切り分け、制度上の位置付け等の検討。人材の確保については、特定の年齢層に限らず柔軟に対応
 - 経営の大規模化・協働化等
 - ・社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開
 - ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討
 - 文書負担の軽減
 - ・標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化について所要の法令上の措置を遅滞なく実施
 - 財務状況等の見える化
 - ・介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表
 - ・介護サービス情報公表制度について、事業者の財務状況を公表。併せて、一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討

2. 給付と負担

- （1）高齢者の負担能力に応じた負担の見直し
 - 1号保険料負担の在り方
 - ・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る
 - 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準
 - ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る
 - 補足給付に関する給付の在り方
 - ・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ引き続き検討
 - （※）次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年度までに結論を得るべく引き続き議論
- （2）制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し
 - 多床室の室料負担
 - ・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、次期計画に向けて結論を得る
 - ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る
 - 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
 - ・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る
 - （3）被保険者範囲・受給者範囲
 - ・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

動向
解説

負担増の先送りを含む報告書を確認

政府・全世代型社会保障構築会議

政府の全世代型社会保障構築会議が12月16日に開かれ、これまでの審議に基づく「報告書」について確認を行いました。

副題として「全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する」と掲げられた同報告書は、「全世代型社会保障の基本的考え方」と「各分野における改革の方向性」の2つの柱だてで構成。前者では、▽「少子化・人口減少」の流れを変える、▽これからも続く「超高齢社会」に備える、▽「地域の支え合い」を強める、の3つを目指すべき社会の将来方向であると提示した上で、「全世代型社会保障の基本理念」として▽「将来世代」の安心を保障する、▽能力に応じて、全世代が支え合う、▽個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする、▽制度を支える人材やサービス提供体制を重視する、▽社会保障のDX（デジタルトランスフォーメーション）に積極的に取り組む、の5点を掲げ、2040年頃までを視野に入れた「時間軸」と地域的差異を考慮した「地域軸」を踏まえて取り組みを進めていくことが必要としました。

それらを踏まえた「各分野における改革の方向性」では、「1. こども・子育て支援の充実」「2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築」「3. 医療・介護制度の改革」「4. 『地域共生社会』の実現」の4項目についてそれぞれ課題を提起。特に介護に関連する部分は、以下の通りです。

<以下、同報告書から抜粋・要約>

3. 医療・介護制度の改革

（1）基本的方向

- ✓ 超高齢社会への備えとともに、人口減少への対応から医療・介護制度の改革が喫緊の課題。負担能力に応じて、全ての世代で、公平に支え合う仕組みが必要。
- ✓ 医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革に力を注ぐとともに、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した医療・介護サービス提供体制の改革を進めていく必要。

(2) 取り組むべき課題

③ 介護

◆ 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ✓ 地域社会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い中重度の要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できる介護サービス提供体制の整備が必要。
- ✓ ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。
- ✓ 総合事業について、担い手の育成や継続的に利用する者の選択肢の拡大の検討を含め、現行事業の受け皿整備や活性化を図ることが重要。
- ✓ それぞれの地域社会のニーズに応じて、多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図る。
- ✓ 相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を推進する必要。

◆ 次の計画期間に向けた改革

- ✓ 介護現場における生産性向上と働きやすい職場環境づくりの観点から、▽介護現場革新のワンストップ窓口の設置、▽介護ロボット・ICT機器の導入支援、▽優良事業者・職員の総理表彰等を通じた好事例の普及促進、▽介護サービス事業者の経営の見える化、▽福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進、▽生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し、▽職員配置基準の柔軟化の検討、▽介護行政手続の原則デジタル化などを促進することが重要。
- ✓ 人材や資源の有効活用の観点から、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化に向けた取組を一層進める必要。
- ✓ 「骨太の方針 2022」や「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」、社会保障審議会介護保険部会等で指摘された課題(保険料負担や利用者負担の在り方など)について、来年度の「骨太の方針」に向けて検討を進めるべき。

(3) 今後の改革の工程

① 足元の課題

- ✓ 医療・介護間での情報連携

② 来年、早急に検討を進めるべき項目

- ✓ 医療・介護等DXの推進、介護職員の働く環境の改善
- ✓ 次期介護保険事業計画に向けた具体的な改革

③ 2025 年度までに取り組むべき項目

- ✓ 医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直し
- ✓ 本格的な人口減少期に向けた地域医療構想の見直し、実効性の確保
- ✓ 地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化

▽ 処遇改善加算の見直しや人員配置柔軟化に前向きな姿勢示す

あわせて政府では、同日に「全世代型社会保障構築本部」の会合も開催。全世代型社会保障構築会議の報告書を受けて、「(報告書に)基づき、今後、政府として着実に進めていくものとする」として方針を確認したほか、厚生労働省から「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」案の提出を受けています。

同案では、「持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要」「中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に還元していただくことについて期待」とした上で、

- (1)総合的・横断的な支援の実施(①介護現場革新のワンストップ窓口の設置、②介護ロボット・ICT機器の導入支援)
- (2)事業者の意識変革(③優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進、④介護サービス事業者の経営の見える化)
- (3)テクノロジーの導入促進と業務効率化(⑤福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進、⑥生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し、⑦職員配置基準の柔軟化の検討 ⑧介護行政手続の原則デジタル化)

などを進め、生産性向上を通じた待遇改善を図るとしています。

このうち、①～⑤、⑧については介護保険部会等で既に方向性が示されているものを踏襲しているまでですが、「⑥生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し」については初めての明文化。「現在、処遇改善に関する加算が3本立てとなっており、事務負担が大きいとの声が多い。これらの事務手続や添付書類の簡素化を進めるとともに、加算制度の一本化について検討を進める。また、処遇改善加算等の取得要件である職場環境等の要件について、生産性の観点から見直しを検討する」としています。

また、「⑦職員配置基準の柔軟化の検討」についても、厚生労働省として調査事業などを進めているところではあるものの、「優れた運営ノウハウに基づき、テクノロジーやいわゆる介護助手等の取組を先進的に導入し、組み合わせることにより、3:1より少ない人員で運営が可能になる事業所が出てくる可能性がある」「先進的な取組を実施している事業所の人員配置基準を柔軟に取り扱うことを含め、次期報酬改定の議論の中で検討」など前向きな姿勢を示しました。

動向 解説

R5 予算編成への建議を公表、負担増等求める

財務省

財務省の財政制度等審議会(榊原定征会長)は 11 月 29 日、鈴木俊一財務大臣に対し「令和5年度予算の編成等に関する建議」を提出しました。

同審議会では、分野ごとに分科会を置き、例年春とこの時期に「建議」をとりまとめ、政府における財政改革の基本的考え方として示してきたところですが、今回は「令和5年度予算は、我が国財政の長年抱えている問題と世界的な環境変化で新たに生じた課題のいずれをも真正面から受け止め、解決していく決意を示したものとすることが必要。『財政に対する市場の信認』を維持し、『将来世代への責任』を果たしていくために不可欠」とし、▽財政に対する市場の確認(責任ある財政運営を行っていくことが不可欠)、▽インフレ・物価高騰等と財政(低所得者等にターゲットを絞り、メリハリの効いたものにする)、▽日本経済の成長力と財政(アウトカム・オリエンテッド・スパンディング(成果志向の支出))、▽PDCAの取組(行政事業レビューシートの更なる改善による予算の質の向上)、▽将来世代への責任(安易に国債発行に依存せず、2025 年度のPB黒字化目標の確実な達成)という視点のもとで、各論において改革案を提示しました。

社会保障の分野については、「ウィズコロナへの移行と全世代型への制度改革」を掲げた上で、「特に第二次安倍政権発足以降、社会保障・税一体改革が着実に進められてきた。しかし、現行制度が「全世代型」に近づいたかと言えば、そうは言い難い」と指摘。『能力に応じて負担し、必要に応じて給付し、持続可能な制度を次世代に伝える』という社会保障の基本中の基本の考え方がまだまだ徹底されていない部分が目立っており、こうした改革

に取り組むことが急務である」「ウィズコロナに移行する中で、改めて、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全世代型で持続可能な制度を構築するための取組を加速すべき」としています。

そのなかで介護に関しては、▽介護保険制度創設からの20年超で費用が4倍、保険料が2倍という医療を超える増加ペースであること、▽85歳以上人口の増加からさらなる増大が想定されること、▽人口減少から人材に限りがあり、生産性向上や人員配置・勤務環境の改善が求められること等を指摘。次期介護保険制度改正に向けて、「給付の効率化、負担能力に応じた負担の観点から、制度改正を国民に見える形で前に進める必要がある」としました。

その上で、以下の点について改革を求めています。

- 利用者負担の見直し(2割負担の対象範囲拡大、現役世代並み所得等の判断基準の見直し)
- 多床室の室料負担の見直し(介護老人保健施設・介護医療院等の多床室について、室料相当分の介護保険給付の基本サービス費からの除外)
- ケアマネジメントの利用者負担の導入(制度が定着したことに加え、施設サービス計画作成等に係る費用との公平性の確保、利用者のケアプランへの関心を喚起)
- 介護保険の第1号保険料負担の見直し(応能負担の考え方に沿って所得の再分配を強化)
- 要介護1・2への訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行等(段階的にでも、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべき)
- 業務の効率化と経営の大規模化・協働化(社会福祉連携推進法人の設立を更に推進、大規模事業所等をメルクマールとした介護報酬の設定)
- インセンティブ交付金の在り方の見直し(制度の簡素化とアウトカム指標への配点の重点化、評価結果の公表)
- 介護給付適正化事業の見直し(点検対象の明確化等による確実な実施と進捗状況の公表等)
- 地域医療介護総合確保基金(介護分)の有効活用(都道府県の基金残高を優先活用し、その分交付額を削減)

動向 解説

R5 予算編成の基本方針を整理

政府・経済財政諮問会議

政府は12月1日に経済財政諮問会議を開催し、令和5年度予算編成の基本方針について確認しました。

当日事務局から提出された資料では、令和5年度予算の編成にあたっては、「足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け(略)メリハリの効いた予算編成を行い(略)我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指す」とし、その際、骨太方針2022で示された経済・財政一体改革の着実な推進を掲げた方針を踏まえるとなりました。

社会保障については、有識者議員から提出された資料「経済・財政一体改革における重点課題(社会保障)」で、成長と分配の好循環実現には「賃金・所得の上昇」と「現役世代の社会保険料負担の上昇を抑制」していくことが重要であるとし、社会保険制度の中の改革(医療・介護費の地域差縮減と増加の抑制を徹底、現役世代への給付の拡充と応能負担の着実な強化)と外の改革(国民の健康増進と医療・介護費の抑制、社会保障の担い手の増加に向けた規制・制度の見直し)が必要であると提言。さらには医療・介護の提供体制の構造を強化することも急務であるとし、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの深化を図ることを通じて医療・介護資源の最適配分を実現していかなければならないとしました。

介護については、「今後、サービス需要が特に高まる」として、

- ICT・AI・ロボットの活用により生産性向上を図るとともに、事業者の大規模化・協働化による経営・システム面の効率改善を進め、人材面・財政面で事業者の持続可能性が高まるよう基盤整備を進めるべき。
- 地域で医療・介護サービスを一体的に提供する必要性が高まる中、NPO等の共助も重要な支え手として位置付けた上で、かかりつけ医機能が発揮される制度整備とも連携して、地域包括ケアシステムの深化を進めるべき。

との指摘が記載されています。

その他、厚生労働省からは加藤勝信大臣が臨時議員として出席し、介護保険部会での審議事項などを含む「医療・介護制度の改革について」の取組状況を報告しました。

動向解説

二次補正予算が成立、ケアプランデータ連携システム構築に 2.1 億円

厚生労働省

令和4年度第2次補正予算が、令和4年12月2日に参議院本会議で可決、成立しました。厚生労働省は、ホームページ上に関連の主要施策を公表しています。

今回の補正予算では、「Ⅰ. 賃上げ、人への投資、成長分野への労働移動とそれを支える雇用保険財政の安定化（「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ）等」「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等」「Ⅲ. 医療・介護分野のDXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現」「Ⅳ. 子ども・子育て支援等」「Ⅴ. 安心できる暮らしと包摂社会の実現」という5つの章立てに基づき、今後の取り組みについて提示しました。

介護に関する分野では、以下のような取組が記載されています。

○介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保(12 億円)
介護人材については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。
○介護ロボット開発等加速化事業(3.9 億円)
令和6年度介護報酬改定におけるテクノロジーの活用に関する議論に向け、エビデンスの充実に図るため早期に実証を実施する。また、令和5年度より加速化を図る地域における総合的な生産性向上の取組に向け、介護施設・開発企業双方の観点から介護ロボットに関する相談窓口等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」の運営の充実に図る。
○ケアプランデータ連携システム構築事業(2.1 億円)
居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築(令和5年度本格運用開始予定)。ヒアリングや調査研究の結果を踏まえ、本格運用に合わせて更なる利便性向上のためシステム機能の改修に取り組む。
○介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業(1.1 億円)
介護職員等ベースアップ等支援加算の新規取得や、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得・より上位区分の加算取得を引き続き強力に進めるため、自治体が行う介護サービス事業所等への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣を通じた個別の助言・指導等に対する支援を行う。

先送りされた利用者負担増等と、処遇改善や人員配置基準見直しを含む報酬改定議論が併走

今号で特集した通り、介護保険部会が公表した審議報告は、特に注目を集めていた「給付と負担」について政府の意向を大きく汲み取る形で決着しました。

介護関係者にとって懸念事項だった要介護1・2の地域支援事業移行やケアプラン有料化については見送りとなりましたが、第10期介護保険事業計画(2027年度)に向けて再び俎上にあげられる前提であったり、介護保険2割負担の対象拡大は「夏までに結論」とされているほか、1号保険料負担や多床室の室料負担などは早々に次の段階での検討が始まることになっています。利用者負担の増については2023年4月に予定される統一地方選挙への影響を回避するために拙速な結論を避けたと言われていますが、その他の項目についても実質的には多くが継続的課題として残ったと言っても過言ではありません。

それに加えて2023年の春からは、令和6年度介護報酬改定に向けた議論が開始されることが見込まれています。先駆けて、今回全世代型社会保障関係で厚生労働省は、処遇改善加算や人員配置基準の見直しに向けて前向きな姿勢を表明しており、大きな争点になることが確実視されています。

ただでさえ介護現場においては、3年にわたるコロナ禍やウクライナ情勢と円安による物価・光熱水費等の高騰が大きな影を落としています。そこに追い打ちをかけるように、様々な課題が併走することが予想される令和5～6年は、介護事業者にとって極めて難しい舵取りが求められる期間になるでしょう。

さて、春からの介護報酬改定議論において、介護事業者が注目するべきポイントがいくつかあります。まず、前述した処遇改善関係加算を見直すことについては、▽現状3本ある加算を2本にするのか、1本にするのか、がひとつ。そして、統一した加算については▽基本報酬に組み入れるのか、新たな加算として組み直すのか、ということがふたつめです。加算が基本報酬に組み入れられる際には、当然ながらそれまで算定要件とされてきた項目が運営基準において義務化されるなどの措置が取られます。また、一般的には算定のための手間が省かれるわけですから、単価は目減りすると言われていています。新たな加算が生まれるとしても、その要件が再び煩雑なものでは意味がないわけですし、いずれにせよ、どのような裁定がされたとしても、介護業界全体に多大な影響を及ぼすことが予想されます。

また、昨今の物価・光熱水費等の高騰を、報酬上評価するかどうかということも大きな問題です。年間では数百万円から千万円単位でコストが増加していると聞いており、公的価格で運営される事業の在り方としては対応せざるを得ないと思われる一方、「収束後はまた減らすのか」という意見もあり、俎上に上げられるかどうかはまだ鮮明ではありません。食費や居住費などにも影響が及ぶ部分でもあり、どのような判断がされるか見守っていく必要があります。

その他、人員配置基準の見直しは勿論、介護助手の報酬上の評価をどうするかという問題提起もされていますが、例えばサービス提供体制強化加算などの算定にも響くだけに慎重な検討が求められます。始まる前から課題は山積、先行きが些か不安になりますが、改定議論の開始を心して待ちたいと思います。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明

✉ t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 311 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン

